

芦屋市社会教育委員に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）<u>第15条の規定に基づき</u>、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p><u>(定数等)</u></p> <p>第2条 委員の定数は、<u>10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第3条 委員の任期は、<u>2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第4条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p>第1条 社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第15条に<u>基き</u>本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>第2条 委員の定数は<u>10名以内とする。</u></p> <p>第3条 委員の任期は<u>2年とし毎年4月社会教育法第15条の規定により委嘱する。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>第5条 <u>削除</u></p> <p>第6条 <u>本条例施行に関し必要な事項は、本市教育委員会が別に定める。</u></p>